○環境省告示第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月五日

環境大臣　中川　雅治

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社かんでんエンジニアリング

ロ　住所　大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　青嶋　義晴

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　北海道河東郡上士幌町字黒石平一番一

ロ　福島県いわき市小名浜字渚一番一

ハ　千葉県千葉市中央区蘇我町二丁目千三百七十八番一

ニ　新潟県魚沼市松川字上滝四百五番

ホ　長野県木曽郡木曽町三岳一万八百四十番二地先

ヘ　長野県木曽郡大桑村大字殿九百四十二番一

ト　岐阜県大野郡白川村大字飯島字山下七百八十一番二

チ　岐阜県大野郡白川村大字椿原字水上百十一番、字北浦百十五番並びに字家ノ高百十九番一及び百二十番二

リ　福井県大野市長野十一字堂ケ平一番及び二十六番

ヌ　福井県三方郡美浜町丹生五十八号西島一番、六十号北島一番及び六十六号川坂山六番

ル　滋賀県大津市南郷三丁目字師匠野六百二十五番、六百四十一番三、六百三十番及び六百四十一番並びに字平津東山六百七十番四

ヲ　滋賀県近江八幡市上田町字下西ノ久保九百六十四番一及び馬淵町字横田中嶋千九百十四番二

ワ　京都府京都市左京区田中西浦町四十六番

カ　京都府京都市西京区大原野外畑町八十一番及び八十四番

ヨ　京都府綾部市上八田町柘榴迫二番一、菜ケ戸一番、荒崩一番一及び戸田十八番一

タ　京都府久世郡久御山町林八幡講四十三番

レ　大阪府大阪市北区中津二丁目三番七

ソ　大阪府大阪市住之江区北加賀屋五丁目三十番

ツ　大阪府大阪市住之江区平林北一丁目二番七十一

ネ　大阪府大阪市西淀川区福町三丁目十二番五及び十七番一

ナ　大阪府堺市北区北長尾町七丁二百七十四番

ラ　大阪府堺市堺区石津北町二十六番、二十七番、二十九番、三十番、三十七番、三十八番及び三十九番

ム　大阪府堺市堺区三宝町七丁三百四十九番二、三百四十九番三及び三百五十番一

ウ　大阪府堺市堺区築港八幡町一番十一

ヰ　大阪府高石市高砂一丁目四番三、四番四、六番一及び七番二

ノ　大阪府高槻市大字萩谷八番一

オ　大阪府箕面市大字粟生間谷二千八百九十七番四及び二千八百九十七番五

ク　大阪府柏原市大字雁多尾畑三千六百五十一番一

ヤ　奈良県葛城市疋田六百六十八番一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十九年十月二十四日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ロ　北海道地方環境事務所環境対策課

ハ　東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ニ　関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ホ　中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ヘ　近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ト　北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

チ　北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課

リ　上士幌町町民課

ヌ　福島県生活環境部産業廃棄物課

ル　いわき市小名浜支所市民課

ヲ　千葉県環境生活部廃棄物指導課

ワ　千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課

カ　新潟県民生活・環境部廃棄物対策課

ヨ　新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部

タ　魚沼市環境課環境対策室

レ　魚沼市北部振興事務所

ソ　長野県環境部資源循環推進課

ツ　長野県木曽地域振興局環境課

ネ　木曽町町民課環境政策室

ナ　岐阜県環境生活部廃棄物対策課

ラ　岐阜県飛騨県事務所環境課廃棄物対策係

ム　白川村総務課環境係

ウ　福井県安全環境部循環社会推進課

ヰ　福井県奥越健康福祉センター環境衛生課

ノ　福井県嶺南振興局二州健康福祉センター環境廃棄物対策課

オ　大野市民生環境部市民生活課

ク　美浜町住民環境課

ヤ　京都府環境部循環型社会推進課

マ　京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

ケ　左京エコまちステーション

フ　洛西エコまちステーション

コ　大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課

エ　大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ

テ　堺市環境局環境保全部環境対策課

ア　高石市総務部生活環境課

○環境省告示第二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月五日

環境大臣　中川　雅治

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　オオノ開發株式会社

ロ　住所　愛媛県松山市北梅本町甲百八十四番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　大野　剛嗣

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

愛媛県東温市河之内字大小屋乙六百二十八番三十七、字北引岩乙八百十五番四十五、八百十五番四十八及び八百十五番四十九

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）又はポリ塩化ビフェニル処理物（同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（1）に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（1）に掲げるものを除く。）